明代の民壯と北邊防衛

岩見　宏

一　はしがき
二　民壯の北邊動員
三　民兵の入衛
四　むすび

一　はしがき

明代における徭役の一種として民壯なるものが存在したことはよく知られた所であり、これについては既に佐伯教授の詳細な研究がある。[1] 同教授の研究は明清時代を通じて民壯一般を扱われたもので、その中で民壯の職務としては國境の警備と國内の治安維持の二つがあげられ、後者については城塞の警備、捕盜、私鹽の督察その他の實例をあげて論じておられる。同教授の研究はこういう任務をもつた民壯が、次第に衙役化して行く過程を中心に述べられていて、國境警備の面については、多少言及する程度にとどめられている。そこで本稿は特に北邊防衛に使用された民壯について考えてみようとするものである。

ところで明代の史籍には、民壯のほかに民兵という文字もしばしば現れてくる。本稿においても兩者ともに取扱うので、はじめに一應その關係を考えておきたい。まず民壯については、人民に割り當てられる徭役の一種とされている。明代の中期以後においては確かにそうであるが、設立當初からそうであつたかどうかについては、若干の疑義がないではない。[2] それはともかくとして、この民壯のことをまた民兵とも稱している場合がある。これは地方志の中にも例があるし、また實錄などの中でも、民壯といつたり民

兵といつたりしている例は少くない。つぎに民壯と一應別物としての民兵は、その性格を明かにすべき材料に乏しい。しかし民壯とか機兵などの總稱として用いられる場合がある一方、民壯その他の役の中から選出して特に編成された場合もあり、さらに多くの場合はいかにして、または何から編成されたのか充分明かでない。ところで明代の兵制においては、兵士は軍戸から出て軍士とよばれるが、これに對して一般民戸から徵募されるものを兵とよぶことが多い。そして兵には土兵と民兵があり、土兵は邊境土著の民を召募したものと考えられる。もつとも土司の兵という意味の土兵もあるが、これは本稿では問題外である。そういう土兵に對する民兵というものの特徵らしいものを考えてみると、內地の民戸から出たものを民兵というようにも考えられるが、一方では邊境地域においても民兵が選出されている。さらにそれが銀納化されるという問題もあり、後でやや詳しくふれるつもりであるが、いろいろの事情から考えて、民兵とよばれるものは民壯の場合と同じく、民間に課せられた徭役の一種と考えるべきであろうと思われる。

二　民壯の北邊動員

民壯の起源については、既に佐伯教授が詳しく述べておられるから、ここにくり返す必要はないが、ただその起源に關する文獻の記載中に、民壯の設置を北族の入寇と關聯づけて述べているもののある事實は、民壯と北邊防衛の關係が深く意識されていたことを示すものとして注目しておきたい。

北邊防衛のために民壯が動員された直接の契機は、いうまでもなく正統十四年の土木の變である。大明會典にこの年民壯を招募したと記されているのも、[8] 土木の變後のことであると思われるが、ここでは實錄によつて、まず變後の非常事態における民壯の動員狀況を述べてみよう。

そこで民壯がどのようなかたちで、またどのくらいの數が北邊防衛に動員されたかという點から入ろう。これについてはまず英宗實錄の正統十四年八月丁未、土木の變の直後に戶科給事中李保が三事を上言した中、一事が民壯の件である。それによると北直隸・山東・河南・山西・陝西の各處に有能な官員を急派し、府ごとに五十名の民壯を訓練

して、その中から二千名を選んで京師に赴いて防衛にあたらしめるという意見を出しており、他の二事とともに採用されている。同年九月甲辰の條に、監察御史白圭らに命じて直隷、山東、山西、河南の各府縣に往って民壯を招募し、またその地の衛所から官旗を選んで一緒に操練させるように命じているのは、右の李保の案が具體化したものと思われる。さらに同年十月丁巳の條にみえる山東、山西、河南、陝西の巡撫および、直隷、山東、山西、河南の分守各府監察御史に對する勅に、「選ぶ所の官軍民壯は躬みずから率いて京に來りて策應せよ」とあるのも、右の計畫によって選定訓練された民壯を指しているのであろう。このように華北各地から官軍、民壯を京師に集めたのは、土木の變によって潰滅的な打擊をうけた北京防衛の兵力を、急速に充實するためであったことは疑いない。

やはり非常時における例として、翌景泰元年六月には大同へ糧食を輸送するにつき、官軍とともに民壯をその護衛に使用している。英宗實錄同月壬午の條に見えるのがそれで、そのために山西において官軍民壯二萬を動員するというのであるが、このうち民壯の數が何名を占めるかは明かでない。同様な例は天順年間の陝西においても見出される。[4] このほか邊境や北直隷各地の城寨などの防守にも民壯が使用されているのは、いうまでもないことである。

それでは右のように土木の變を機として始められた北邊防衛における民壯の使用が、その後どのような形でつづけられたか。いいかえるならば、北邊防衛における民壯の恒常的な勤務はどのように行われたのかという點に移ろう。

民壯が北邊防衛のために使用される場合、北直隷、山西、陝西など北邊の接壤地域の民壯がまず使用されることは、常識的に考えても當然のことである。その中でも邊境に位置したり、或は北方民族侵入の經路に當る地方においては、それぞれの州縣ごとに民壯が鄉土防衛に參加することが、そのまま北邊防衛の一環としての意義をもつことになる。たとえば英宗實錄景泰元年正月戊戌の條に見える陝西靈州の例、またこれは民兵と記されているが、憲宗實錄成化二年五月辛未の條に見える延綏等の地方の例、あるいは武宗實錄弘治十八年八月甲戌の條に見える倒馬、紫荊の二關、同じく武宗實錄正德九年七月甲申の條に見える居庸關等の例はそれに當るであろう。

これらの例から一歩を進めると、各布政司内の民壯を調用してその接壤する邊境を守らせるということになる。たとえば陝西各地の民壯を延綏、楡林等の防衛に參加させる[5]とか、山西の民壯を大同や代州三關等の守備に當らしめるとか、北直隷で民壯を薊州や古北口の防衛に當らせる[6]というのがそれである。このうち山西の場合を中心として、今まで知り得たところをまとめて述べてみよう。

山西の代州三關の防衛に山西の民壯が使用されていたことは、既に佐伯教授も指摘されたところであるが、これについては同教授の引用された記事のほかにも、實錄にはしばしば記載がある。いまそれらを綜合してこの地域における民壯配備の狀況を考えてみたい。まず地域は代州と三關すなわち偏頭、雁門、寧武のいわゆる三關である。これらの地にいつから民壯が配置されるようになつたかというと、孝宗實錄弘治十二年四月戊戌の條には、正統己巳の變つまり土木の變に始まつたように記してある。勿論土木の變による北邊防衛態勢の崩壞が民壯動員の動機となつたという點では、この記述を誤りとすることはできないが、しかし土木の變の年直ちに代州や三關に對する民壯の配置が、恒久的なものとして定められたかどうかには疑問がある。土木の變の年については民壯の一般的な招募あるいはその京師防衛のための動員の記事はあるが、代州三關については特別な記載がないので、これを積極的に證明することはできない。そればかりでなく、英宗實錄天順元年六月乙未の條に載せる守備偏頭關都督同知杜忠の奏には、同關は官軍四千餘人を用いて防守するが、逃亡者も多いので、大同から引きあげる山西の官軍および民壯を本關の防禦にあてたいといつており、これが認められている。この記事から考えると、天順元年までは偏頭關には民壯がいなかつたものと判斷される。かりに土木の變直後に臨時に動員された者があつたとしても、それは臨時的なもので、まもなく撤去されたと考える方が妥當である。そしてむしろ天順元年以降配置されるようになつたとすべきであろう。他の二關と代州についても、明文はないけれども、事情は偏頭關の場合と同樣だつたと考えられる。このことを裏書きするものとして、孝宗實錄弘治十二年五月壬午の條に見える記載をあげることができる。これは刑科給事中李擧の奏を兵部が議覆したものであるが、その中に山西の民壯が三關

を守ることは、今已に四十餘年であると述べられている。もしこれが土木の變以來であるならば、弘治十二年で丁度五十年になるから、四十餘年という筈がない。天順元年からならば、四十二年ばかりになるから、四十餘年といつても何ら不都合がないわけである。かような次第で、代州と三關の防守に民壯が參加するようになつたのは、一應天順元年からと考えておきたい。

つぎにこの地域に動員された民壯の數であるが、これは時期による相違もあるかも知れないが、前記實錄弘治十二年四月戊戌の條には、土木の變に際して九千と記され、これが弘治六年以降三班に分けて服務することになつたように述べられている。土木の變以來九千という數は動かなかつたのか、また弘治六年以前にはこの全數が常に動員されていたのかどうかという點は、はなはだ曖昧である。かりに代州と三關の防守に當る民壯の總數が九千で動かなかつたとすると、憲宗實錄成化十二年三月甲寅の條には、代州と三關それぞれの官軍民壯を併せた兵員數が出ているが、その合計一六、八四九人に對して五割以上を占めることになる。とすれば、代州と三關の防衛について、民壯の占める役割は甚だ大きなものだつたと考えなければならない。尤も三關に服務した民壯の數については、他にも二つばかり數字があげられており、それらはいずれもさらに大きい。すなわち憲宗實錄成化二年五月癸巳の條に見えるところでは、雁門偏頭の二關だけでもとは一萬有奇あつたと記されており、これを同十二年三月甲寅の條に見える數字と比較すると、後者では二關の兵員合計一〇、九二二人になるから、全部民壯でないと數が合わないことになる。さらに世宗實錄嘉靖八年三月甲子に見えるところでは、正統時に動員された三關守備の民壯の數は二萬一千餘となつているが、これは全く當時の非常事態における特別な數字と考えなければなるまい。あるいは當初の數としてはこれだけあつたのが、その後次第に減少して全體で九千といつた數になつたとも考えられる。事實前記成化二年五月辛巳の記事では、逃亡した者が三割もあつたというから、時に補充の措置は取られたにしても、減少の傾向にあつたことは疑ないところであろう。

つぎにこれら民壯の動員された範圍であるが、大體山西全域にわたつていたものと思われる。天順元年の記事では

山西の曲陽（陽曲）等の縣とあり、弘治十二年四月の記事では山西平陽諸府とあり、同年五月の記事には單に山西といつている。山西の民壯は代州と三關だけではなく、大同西路の威遠衛あたりにも動員されていたから、その方を除けば嚴密に全域とは言えないにしても、ほゞ全省にわたつていたと見て差支えないであろう。

以上は代州三關における民壯の配備について知りえたところを述べたのであるが、つぎに大同西路の威遠衛の地方について述べておくと、孝宗實錄弘治十年七月乙卯の條によれば、この地方にも山西から民壯が調用されていた。この地方の官軍の原額は五千であつたが、この當時の現員は千六百餘人ということであり、それに對して民壯の數は千三百人であるから、その占める比率は四割以上に上り、數字の上ではやはり重要な比重を持つていたといわねばならない。尤も實錄の右の條には、老弱が多くて實用を得ないから、その代りに土兵を募りたいと述べられているので、質的にはあまりよくなかつたことが察せられる。明代の兵制において、官軍が弱體化すれば補うに民壯、土兵を以てし、民壯が弱體化すればまた別の補充手段をとるというのが大體の趨勢であるから、この頃既に民壯についてその問題が起つていたことを知り得るのである。

ところでこの地方における民壯配置の起源は、孝宗實錄弘治十四年八月壬申の條によれば、天順年間にあるとされているから、恐らく代州三關と同じ頃に始まつたと考えてよいであろう。しかも當初の人員は三千人で、これが二班に分れて訓練防衛に當つたというのであるから、一班の人員は千五百人ということになる。その上このときには歳久しくして逃亡する者過半と記されているから、その表現に多少の誇張があるにしても、非常な減少をみていたことは疑ない。なおこの三千という數字は武宗實錄正德二年七月戊辰の條にも見えており、この時威遠衛における民壯の守備は廢止されるのであるが、現實にはどれほど人員が減少しようとも、結局廢止まで定數としては三千ということできたものと考えられる。

民壯が邊境防衛に參加する場合の服務形態はどうであつたか。これについてもまとまつた規定のようなものは見當らないが、斷片的な記述から知りうる所では、いわゆる防秋防冬にだけ參加するのが原則で春夏は歸鄉歸農するのが

普通だつたらしい。たとえば憲宗實錄成化二年閏三月癸巳の條には、陝西山西內地の軍餘民壯をえらんで、延安綏德慶陽代州に赴いて操守備冬せしめようという意見が見えている。同じく八年三月乙卯の條には、陝西のことであるが、靖虜固原の二衞について、「諸處より調し至れる備冬の官軍民壯」という語が見える。同じく十二年八月乙酉の條に薊州所屬の邊關について、舍餘民壯を選んで禦冬協守せしめ、春深に放免しようといつているのも、民壯の役割が蒙古族の活動期たる冬期だけについての、いわば補助的なものであることが通念となつていたからに他ならない。そのことを一層明確に示しているのが、孝宗實錄弘治十年七月乙卯の條に見える記事であつて、ここでは威遠衞守備の民壯が、「秋に來て春に去り、更代不常である」と述べられている。尤もこのような形は民壯の調用が恒久的になつてからのもので、最初は事あれば調し、事寧らげば放回する⑤という形であつたことは、內地一般の民壯の場合と異らない。從つてその後も、非常事態に際しては隨時調用期間延長などのことがあつたであろう。

ところで右のように邊境の防秋防冬に赴く民壯は、毎年全員が守備地と鄕里の間を往復するのかといえば、必ずしもそうではない。むしろ交代制の方が普通ではなかつたかと思われる。たとえば代州三關については、孝宗實錄弘治十二年四月戊戌の條によると、弘治六年以後三班の輪番制になつていたから、實際防邊に赴くのは三年に一回ということになる。尤も班數は不明であるけれども、交替制が弘治六年より遙かに前から實施されていたことは、憲宗實錄成化二年五月癸巳の條に、民壯の缺員を補つて舊の如く輪班操守せしめるという記載がある所から知られる。孝宗實錄弘治十四年八月壬申の條によると、大同西路威遠衞防冬の民壯は、天順間の設置以來兩班だつたということであるから、三關の場合も三班になる前は兩班だつたと考えてよいであろう。なお三關の場合には嘉靖八年に至つてさらに四班制に變更され、ますます負擔輕減が計られることになつた。世宗實錄同年三月甲子の條によれば、第一班が邊郡を守れば第二班は本籍の府縣城を守り、第三、第四班は歸農せしめるというのであつて、これによれば邊境守備にかり出されるのは四年に一回となり、しかも殘る三年のうちの二年までは民壯の實役には服しないことになる。且つま

た北邊守備の民壯と內地警備の民壯とが、はつきり分れたものではなくて、同じ民壯がある年には北邊に赴き、ある年には內地の警備に當るようになつていたことが判るわけで、北邊勤務の輪番制は、反面からいえば內地警備の輪番制でもあつたと考えてよいであろう。

明代の徭役がかなり早い時代から銀納雇役化の途をたどり始め、弘治の中頃にはいわゆる銀差と力差の區別が、名稱はともかくとして既に成立していたことは、嘗て筆者の論じたところである。[9] 民壯の場合とてもその例外ではない。もつとも徭役としての民壯の取扱いは、地方によつて差があり、たとえばこれを均徭中の一種目として扱つている場合もあれば、いわゆる四差の一つとして、驛傳とともに里甲や均徭とならぶものとされている場合もある。そして內地における普通の民壯は、銀差成立の當初においては、未だ銀納化の例がひらかれておらず、從つて民壯が均徭の中に含められている地方においては、力差に屬していたと考えられる。これに對して、民壯が北邊の防衛に使用されている場合には、銀納化の始まりが比較的早かつた。[補] しかもその銀納化の事情には、民壯特有の理由が見出される。つぎにそれらの點について、知りえたところを述べてみよう。

北邊における民壯銀納化の問題が最初に出てくるのは、孝宗實錄弘治十年七月乙卯の條である。そこでは大同巡撫の劉瓛らが、大同西路威遠衛の守備に參加する山西の民壯を放免して、その代りに一名につき年に銀二兩を納めしめ、それを買馬の用にあてたいという意見を述べている。兵部の覆奏によつてこれは否定されたのであるが、このような措置を取ろうとする理由には注意しておかねばならない。すなわち民壯の服務は既に述べたように秋に來て春に去るという、いわゆる防冬に參加するのみで更代不常であることがその一つ。しかもその中には老弱者が多く、實用にならないということがその二つである。第一の點はこの時期にこと新しく問題とするには當らないことで、元來民壯の恒常的な服務形態はそういうものであつたと思われるし、また官軍の中でもいわゆる班軍については同じ事情だつたと考えられる。從つて根本的な理由としてはむしろ第二の點に注目すべきであろう。

次に出てくるのは同じく弘治十二年四月戊戌の條で、こ

こでは代州三關の民壯が問題となり、一人につき月に銀三分を納めしめて、やはり邊軍買馬の用を助けようというのである。ここでその理由とされる點は、第一に人民を民壯というような形で徵發すると、かれらは農事につとめて賦稅を供することができないということ。これは民壯に對して、ある程度稅糧を免除する規定がある[10]所から來た考と思われる。第二にかれらが邊境防衛に充分効果をあげることができないということ。これは、內地の民が戰爭になれていないという理由から出た意見である。第三には役を免じて銀を徵收すれば、民力を裕かにして國用に資することができるだろうということ。以上の三點が指摘されているが、然らば民壯を放免したあとの空白を何によつて補充するかという點にはふれていない。その點でこの意見はいうならば具體性を缺いている。果して同年五月壬午の條には、虜衆が悉く大同宣府の境外に住牧している現狀では、民壯を放免すれば萬一の際の防衛に差支えるという理由で、右の意見を否定する兵部の議覆を載せているのである。

民壯銀納化の第一歩がふみ出されるのは、さらに二年餘を經た弘治十四年秋のことである。孝宗實錄同年八月壬申の條によると、大同巡撫の劉宇が、大同西路威遠衛服務の民壯を放免し、その代りに民壯たることによつて免除された稅糧一石につき銀八錢を納入せしめ[11]、これを大同に送らせて糧草雜辨を補いたい旨の上奏をして、裁可を得ている。なお民壯を放免したあとの人員としては、威遠附近の屯種の軍丁、雜辨の舍餘を以て補うということである。これらの人員は邊境に生長して戰陣になれているのに、それを用いないではるばる內地の民壯をつれてくるのは得策でないということと、民壯には逃亡が多いのにその行糧は故のように官吏が冒支しており、それと優免された稅糧の額とを併せると數萬にも上るという點とが理由になつている。

ところで同じ威遠地方について武宗實錄正德二年七月戊辰の條には、山西清源等縣の民三千名の戍をやめ、人ごとに銀一兩二錢を出させて買馬を助けしめるという記載がある。この民というのは恐らく民壯のことと思われるが、そうすると弘治十四年の記錄との間にいくらかの矛盾を生ずることになる。弘治十四年のそれが實行されなかつたのか、あるいは弘治十四年に定められた納銀のほかに、重ねて正德二年の規定が附加されたのか、いずれかということ

になるであろう。

弘治から正德にかけての時期における民壯銀納化の問題については、卑見の及ぶところわずか上述の數例にすぎない。しかもそれが現實化したのは、大同西路威遠衞を守備する民壯についてだけであつて、その他の地方については、さらに數十年をへた嘉靖の中年以後まで遲れることになる。すなわち、以上を民壯銀納化の第一期とするならば、その第二期は嘉靖三十七年頃から始まるのである。

世宗實錄同年二月戊戌の條に當時の財政狀態を述べた一文があつて、これは明史食貨志にも一部引用されたものであるが、そこには「民壯を折す」という一句がある。その前後は財政の窮乏を救うためにとられた種々の手段を述べているので、折民壯すなわち民壯を銀納化するということも、財政補救の一手段であつたことが知られる。そういう意味での內地民壯の銀納化は、既に佐伯教授が述べておられる。但し邊防關係の民壯についてはいつどの地方でどういう風に行なわれたのか具體的な事例はまだ檢索し得ていないが、民壯を銀納化してその銀を邊境の軍事費に使用した例としては、世宗實錄嘉靖四十二年六月甲寅の條に、太原平陽潞安の三府と澤遼沁汾の四州の扣除民壯銀を防秋の兵餉銀に充當しようといつているものや、皇明世法錄卷七三の隆慶五年四月の條に、陝西三邊總督の王之誥が修邊民壯銀を邊墻墩臺の增築費にあてようといつているものなどがある。

このほかに嘉靖の末、隆慶から萬曆の初期にかけての時期に、民兵の銀納化と見られる記錄がかなり見出される。民壯と民兵については、はじめに一言を費したのであるが、この時期に民兵という名稱で呼ばれるものは、一定の性格內容をもつているもののように理解されるし、また嘉靖の後半以後の時期になると、一般に民壯よりも民兵の方が、少くとも北邊防衞と關聯する限りでは多く現れてくる。いわば民兵が民壯にとつて代つたような印象を受けるので、そういう民兵についてつぎに考えることにしたい。

三　民兵の入衞

明代後期における蒙古民族の中國侵寇について、庚戌の變を頂點として、嘉靖年間にアルタン汗の激しい活動があつたことは、いまさら說くまでもない。これに對して明朝

は軍事的にも財政的にも、種々の措置を講じて對處しなければならなかつた。軍事面における措置の一つとして、兵力の充實補强という問題を考える場合、これにもいろいろの方策があるが、前例に鑑みるならば民壯の動員も當然その一つでなければならない。ところがこの頃になると民壯が現れることは稀で、前述のように民兵とよばれるものの方が遙かに頻出する。具體的にいうならば、北直隷八府のほか、山東山西河南の三省の民兵が、北京防備のために入衛させられたのである。これは丁度前節のはじめに述べた土木の變後における民壯の北京防衛と對比し得るであろう。尤も民兵の入衛という場合、その防衛分擔地域は北京城内外といつた狹いものではなく、北京前面の防衛を擔當する薊州鎭管下の各地にわたり、國境の第一線またはそれに近いところも含まれていた。またその數においても、正統十四年に北京に動員された民壯の數が、僅か二千であつたのに對し、はるかに多かつたといつてよい。

これらの民兵がいついかにして編成され、いつから入衛するようになつたかという點に關しては、遺憾乍らあまりはつきりした記述を見出すことができない。しかし入衛の時期としては世宗實錄嘉靖二十四年七月癸未の條に見えるのが最も早く、これを最初とすれば、編成された時期もこれに近い過去ということになる。但しそれも山東河南についてであつて、山西の場合は不明である。また北直隷に關しては、沿邊地方の民兵[12]は別として、入衛民兵としては嘉靖二十九年の末になつてはじめて編成されたようである。[13]人員については山東河南ははじめ六千だつたのが、[14]まもなく三千に減ぜられたようであるし、[15]山西もやはり三千だつたらしい。[16]また北直隷ははつきりしないが、最低三千だつたと思われる。[17]從つて最低の場合を考えて、入衛民兵の總數は一萬二千ということになる。

これら民兵が實際に活動した期間は、さほど長くはなかつた。つぎつぎに入衛を免じて銀兩を徵するという形に變つていつたからである。その最も早いのは河南の民兵で、早くも嘉靖三十七年に見られる。[18]山西では嘉靖四十一年、山東も翌年にはその措置がとられたかのようである。[19]北直隷は萬曆に入つてからになる。[20]ただし入衛を免ぜられることが、直ちに民兵の完全な解散を意味したかどうかは、また別問題であり、これを單純に銀納化と見ることは難しい。

右のような民兵については、漠然と述べれば簡單であるが、やや立ち入つて考えるとむしろ不明な點が多い。ここでは比較的材料のある山東について、もう少し詳しく見ることにしよう。

まず民兵が編成される前における民壯の狀況を見ておくと、その人員については弘治二年の令[21]によつていた筈であるが、實際にはその規定よりもはるかに少なかつた。嘉靖二十年に翟鵬が述べた所によると、直隸、山東、河南の民壯は多く缺けていたということである。[22] 事實嘉靖山東通志に載せている民壯の數は、わずかに有馬民壯六九〇人だけであつた。[23] のちに民壯とともに民兵編成の母體となつた快手は二四二〇人で、兩者を併せても三千餘人にすぎず、本來の規定によつた民壯の數にははるかに及ばない。北邊の非常事態が續くとともに、この狀態を改善しようという動きが出てくるのは當然で、右の翟鵬が上言しているほか、嘉靖二十二年には廷臣の會議で防邊二十四事がまとめられたとき、その一事は民壯に關するものであつた。それによると民壯の數を增して大州縣は千名、その次は八九百名、またつぎは六七百名、最少の州縣でも五百名にしようということであつてこれが裁可されている。從つてこの頃から內地民壯の充實が行なわれたと考えられる。假に一州縣平均五百名としても、山東全省では一〇四州縣であるから、その數は合計五萬二千名ということになる。實際にはそれほどの增加は行なわれなかつたようで嘉靖二十七年の數字によると、團操民壯が九九六二名、守城民壯が八一〇〇名、併せて一八、〇六二名であつた。また同じ時期の有馬快手は二四八五名で、通志の數字より六五名ふえているにすぎない。[24] これだけが山東における民兵編成の基礎となつたものである。

それでは次に民兵を編成して入衞せしめたのはいつか。この點については遺憾乍ら充分には明かでない。世宗實錄嘉靖二十四年七月癸未の條には、河南の民兵六千と山東の長鎗手六千を近ごろ紫荊通州等の處に赴いて協守せしめることとした旨が見え、翌二十五年二月丙申の條には、宣大總督翁萬達が調兵を求めるについて、河南山東の民兵は無益であるから、山東の長槍手三千だけを調したいと述べ、これに對する兵部の意見では、山東の長槍手や河南の毛葫蘆は、それぞれ用槍走山に長じているので、所司が雇募し

て保障に資したものであるが、毎省六千名ともなれば、老弱を充てることもないではないから、三千人だけ用いることにしたいといつて裁可されている。以上の記載から考えると、河南の場合は民兵と毛葫蘆が事實上同一のものとされているのに對し、山東の場合翁萬達の意見では民兵と長槍手は別のものか、少くとも長槍手は民兵中の特殊のものとして區別されているようにうけとれる。この長槍手または長鎗手は、實錄の中では嘉靖二十四年頃から二十八年頃までの短い期間にだけ現れるもので、單に槍手とも記され、河南の民兵と並べられている場合が多く、それ自體も民兵と稱せられる場合もある。そこで長槍手をも含めて考えると、山東民兵の入衛は河南とともに嘉靖二十四年頃からということになる。ところでこの長槍手というものの性格であるが、民兵という名稱からして軍戶に非ざる一般民戶の中から出たものであることは疑ない。そして右にあげた實錄嘉靖二十五年二月丙申の條に見える兵部の言を信ずれば、それは民間の常傭ではなく、所司の雇募したものであるというから、役の一種として割り當てられる民壯などとは關係がなさそうである。從つてそれは義勇兵の一種だつたと考えるべきであろう。

山東からの入衛民兵が民壯や快手を基礎として編成されたのは、嘉靖二十八年のことであるらしい。山東經會錄卷七によるとこの年兵部の題によつて、科部等の官を近省兵備道に赴かしめ、民兵を抽選招募して北征を助けしめることになつた。これに對して山東では團操民壯の四分の一を有馬民壯に改め、馬快手と併せて有馬の人數四、九七七名を得、その中から快手二九〇名と民壯六八七名を除く四千名を民兵として、兵部の要求に應じ、殘餘の壯快九七七名は從來通り各兵備道のもとにおいて團操せしめることとした。翌嘉靖二十九年には、例の庚戌の變とよばれる蒙古軍の北京進擊があつたから、新編の民兵も早速動員されたであろう。實錄にも、京師防衛に關聯して民兵という文字が散見するが[25]、但し山東の民兵がどのように配備されたかなどの具體的な點までは明かでない。しかしこの頃は通年入衛の形になつていたものと思われ、經會錄によれば三十一年になつてその非常態制は解かれたものと思われる。そして以後は防秋の際を除き、他の三季には從前通り各兵備道のもとにおいて團操することになつた。なお三十年には民

兵三五名の增員が行なわれ、翌年には殘留民壯についても若干の增員があつて、嘉靖三十一年の人員は、民兵四、〇三五名、團操の有馬快手二九〇名、有馬民壯六九五名、步隊民壯七、四七〇名、守城民壯八、一五〇名で、二十八年に比べると總數において九三名の增加となつている。

會典によると嘉靖三十二年に、山東の民壯快手から六千名を選んで二營とし、一營は德州に駐屯して調遣をまち、一營は省城において訓練し、もし德州の一營が北去すれば省城の一營が德州に移動して應援に備える旨が規定されている。[26] ところが經會錄[27]にはこの措置について同年には何の記載もなく、三十四年に至りつぎのような改革が行なわれた。すなわち兵部の咨によつて民兵二千名を減じ、翌年正月殘る二千名のうちからさらに馬一千匹を減じた。從つて有馬民兵千名、無馬民兵千名ということになる。減額二千名については、全然やめてしまうのではなく、四〇五名を有馬快壯に、一、五六〇名を步隊民壯に編入して兵備道の下で團操せしめ、三五名だけを裁革した。さらに都察院の勘合によつて、改めて團操民壯のうちから步兵一千名を選び、さきの二千名の民兵と合せて三千名で一營とし、これを防秋入衞に備えしめることになつたので、結局從前四、〇三五名の民兵が三千名になつたわけである。なお民兵、有馬壯快、步隊民壯はそれぞれ負擔がちがうので、これを機會に各種目についての省內の割當についても改革が行なわれたがあまりに繁瑣になるから省略する。

ところで右に述べてきたように、山東の民兵というのは薊州鎭に應援するために設けられたのであるが、この頃は南方でもいわゆる倭寇の活動の激しい時期であつて、庚戌の變を頂點とするアルタン汗の活動がいくらか下火になると、山東の民兵は倭寇防衞に動員されたらしい。このことは世宗實錄嘉靖三十七年九月辛丑の條に見えているが、そこで兵部郎中唐順之は民兵を用いるのをやめてその費用を徵收し、薊鎭で雇募すれば七、八千人を得ることができようといつている。[28] この意見は實錄では裁可されたことになつているが、實施には至らなかつたものと思われる。というのは會典では嘉靖四十二年になつてはじめて、山東民兵の入衞を免じ、有馬者は一名につき工食銀十二兩、無馬者は一名につき七兩を徵收し、合計六萬六千兩を薊鎭に送つて、軍器を造り軍士を犒うの用にあてる旨規定されている

からである。この徵銀額は同年のうちに一名につき二兩ずつ增加されている。[28] ところが同書にはまた嘉靖四十三年以降、三千名の民兵を訓練して七月初旬に薊鎭に赴いて防禦せしめるという規定もあり、[29] してみると入衞を免じて銀を徵したのは四十二年だけのことと理解しなければならない。經會錄にも四十二年頃に民兵の入衞が免ぜられたような記載はなく、實錄では大分のちの隆慶六年頃になつて、山東の民兵のうち馬步兵各五百名を減じ、その代りに工食銀二萬四千兩を薊鎭に送らしめて兵餉にあてるということになつた。[30] さらに翌萬曆元年になると、山東の民兵三千名を減じ、銀五萬六千兩を徵收することにきめられたが、これは萬曆二年から實施されたらしい。[31] そしてこの銀は將來薊鎭の兵員數が充足し訓練ができたら徵收を停止するという條件がついているから、さきの兵餉といわれるものの具體的な使途としては募兵の費用と訓練費とであろう。一方將來の徵收停止であるがこれはいうべくして行ない難いことは容易に想像できる。事實三年後の神宗實錄萬曆四年八月辛未の條には、薊鎭の士兵が未だ充實せず、從つて工食を徵解することも停止できない旨が述べられている。そして萬曆十一年になつて、山東巡撫陸樹德らの請によつて、ようやくそのうちの三萬二千兩が山東に存留されることになつた。なおかようにして入衞の民兵は解體されたが、それは民兵が全く解消したということではなく、馬兵は馬快手に、步兵は民壯に改められて、依然として各道のもとにおいて訓練を受け、存留分をその費用にあてたのであつた。[32]

以上山東の入衞民兵について述べたのであるが、そのなかで民兵が民壯と快手から選ばれて編成されたという點は、山東以外の地方では全く不明な點である。しかし民兵の入衞を免じて、その代りに銀を徵收するというようなことから考えるならば、他の地方においても、民兵はそれ自體一種の役として設定されたか、あるいは山東と同樣に既存の役を基礎として編成されたか、そのいずれかであろう。人民の負擔の增大という點から考えるならば、後の場合の方がより大きな可能性をもつものと思われる。そして一旦民兵に選定された者は、そのまま固定していわば永充のかたちになつたであろう。從つて相當の年數を經過すると、民兵老朽化の現象が生ずる。世宗實錄嘉靖三十八年一月戊子の條には、保定紫荊一帶の民兵について老弱者を革去し

精壯にして馬を有する者だけを殘し、それも主兵が充實したなら督撫の奏によつてやめるということが見えている。このとき老弱者がどの程度淘汰されたかは明かでないし、また他地方の民兵について、同じような措置がとられたかどうかも明かでない。しかしこういう民兵老弱化の現象が進行することによつて、銀納への轉換が一層切實な問題となつたであろうことは、前に民壯について考えた所からしても、容易に推察できる筈である。神宗實錄萬曆五年二月辛巳の條には、保定河間二府の入衛民兵三千名について、毎年工食銀四萬一千六百兩を徵し、軍門に解送して土兵二千名を召募することを定めた記事がある。その中で薊遼總督楊兆が徵銀募兵の便なる所以を七箇條にわたつて列擧している。やや繁冗にわたる嫌いがないではないが、民兵の銀納化を考える恰好の材料と思われるから、簡單に解說してみよう。

第一は「兵は遠徵せず、餉に定額あり」で、遠隔地の民兵を動員する代りに、一定の銀兩を徵收して軍費にあてるということは、民兵の役を負擔する人民にとつても、また政府にとつても好都合であつたに相違ない。ことに第二に「半年の踐更を以て終歲の常戍と爲す」といわれるように、秋冬の半年だけ服務して、毎年駐屯地と本籍の間を往復する民兵は、民兵たる者自身が面倒であるばかりでなく、兵力としての安定性においても、召募した土兵が常時勤務するのにくらべると、非常な差があるであろう。第三に「人に定名あり、之を練りて精ならしむべし」とあるように、常時勤務の募兵であれば、人員の變動もなく、訓練は比較的容易であろう。第四に「土著の民は邊方に生長し、虜情に習知す」とあるのは、募兵の對象たる邊境人民の有する長所で、內地の民には求めても得られぬことである。第五の「父母妻子は營を以て家となし、また內顧せず」というのは、土著の民を召募した場合に、兵士が家族と一緒に生活できることをいつたもので、民兵が家族を鄉里において遠戍するのとは、士氣などの面に相當大きな差があるであろう。第六は「什伍相保し、一たび次を離るる有るも、近きに就いて追補し、有司を煩わすなし」というので、逃亡などの際にも、土兵の方が補充し易いことを述べたものと思われる。第七は「非時に警あるも、令を聞かば卽ちに行く」とあつて、土著民が常勤することの有利な點を述べたもの

である。以上土著民を兵となすことの利點に重きが置かれているけれども、民兵を入衛させるよりも、それをやめて銀を徵し、それによつて募兵した方がよいということの理由を、かなり網羅的に指摘したものと考えられる。但し制度を改めるためには、新しい制度にどれほど利點が考えられても、從來の制度で具體的に困ることがなければ、容易に改革の實施にまでは至らないであろう。その點この七箇條のうちでは第二と第三がいくらかそれに當るようであるが、やはり前述した民兵自體の老弱化ということが、大きな意味を持つものと思われる。

四　むすび

軍戶制度を基盤とする明代の兵制において、兵員の充足は必ずしもスムーズには行なわれなかつた。時代の降るにつれてむしろ非常に困難になつたといつた方が妥當であろう。そこで當然別の方法による兵員補充策が講じられなければならない。それは第一に募兵制であり、第二には民壯とか民兵とかの徭役による人民の徵用である。この二つは正統末以來絕えず並行して行われた。本稿ではその第二の方策の實施狀況を概觀したのであるが、ここに殘された疑問が一つある。民壯の場合にその弱體化が問題となり、民壯を使用するよりも、邊境土著の民を招募した方が有効であるという事實が認識されるようになつたのであるが、同じことが民兵の場合にもくり返されている。民兵と民壯との性格が、本稿で考察したように基本的には共通なものであつたのならば、當然民兵編成の當初において、そのことが豫見された筈である。にも拘らず民兵が編成されたのは何故であつたのか。

これにはいろいろの理由が考えられるであろう。將來の弱體化は別として、當面この方法が手取り早いということもあつたかも知れない。しかし根本的には財政との關聯において考えるべきものと思われる。募兵を行うためには普通新たな財源を必要とする。從つて募兵には財政面からの制約を免れない。その制約をのりこえるには增稅以外に方法がない。ところが增稅の名は爲政者の最も嫌うことの一つである。これに反して民戶に役を負擔させることは、人民の負擔に歸する點では同じであるにも拘らず、一般的な增稅とは全く異つた觀念で迎えられた。民壯とか民兵とか

が置かれた理由の一つは、全くそこにあつたと思われる。そして一旦設置されると、今度はそれが老弱化した場合に、これを銀納化することによつて新たな財源を開きそれによつて募兵を行なうことができる。設置から銀納化までの過程が、民兵の場合には民壯の場合よりもはるかに短かかつたが、それもこのように考えるならば、容易に理解できるのではなかろうか。

註

(1) 佐伯富、明清時代の民壯について、東洋史研究第十五卷第四號。

(2) たとえば民壯に關する最も早い記錄である英宗實錄正統二年六月壬戌の條には、召募という文字が使われている。

(3) 正德大明會典卷一一二、萬曆大明會典卷一三七の民壯の條、いずれも同じである。

(4) 英宗實錄天順五年六月壬午の條。

(5) たとえば憲宗實錄成化二年閏三月癸巳、同成化六年三月壬寅などの條參照。

(6) 憲宗實錄成化十二年八月乙酉の條、武宗實錄正德八年六月丙午の條など。ただし後者には民兵とあり、必ずしも民壯とは斷定できない。

(7) 實錄のその條には「山西清源等の民」と記されているが、人數と守備地の一致から、民壯を指すものとみて誤りないであろうし、あるいは壯の字が脫落したのかも知れない。

(8) たとえば孝宗實錄弘治十二年四月戊戌の條の、正統末における民壯の動員について述べられたところには、事寧放回と記され、その後も或調或放だつたという。これらの語は③にあげた會典の正統十四年令のなかの、遇警調用、事定仍復爲民という規定にもとづくものであろう。

(9) 拙稿、銀差の成立をめぐつて、史林第四十卷第五號。

(10) 大明會典の民壯の條に載せる天順元年令では、本戶の糧五石と、戶下の二丁の雜役を免ずることになつている。また威遠衞防冬の民壯は糧七石を免ぜられていたことなど、民壯の待遇については既に佐伯敎授が前揭論文で明かにされた所である。

(11) 前註で述べたように、この地の民壯が七石の糧を免ぜられていたとすれば、石八錢として計五兩六錢を納入することになる。

(12) 北直隸沿邊の民兵については、武宗實錄正德八年六月丙午の條に、三屯營から山海關にかけての地方に、各州縣から民兵の調用されていたことを述べてあるのが、最も時期の早いものと思われる。そのほか世宗實錄嘉靖二十三年十二月庚辰の條や、同じく二十四年丙午の條などにも見えるが、これらの民兵は右の第二の記錄に明かなように、民壯を中心にその他のものを併せて漠然と稱したもので、特別な民兵というものが編成されていたわけではなさそうである。しかし嘉靖二十五年になると、沿邊地方で新たに民兵の編成が行われた。世宗實錄の同年四月壬子の條によると、沿邊各縣に命じて民兵の僉選を行わせたが、大縣は五百人、中縣は三百人、小縣は二百人という基準が

示されている。この場合の民兵は本處の城池防護が任務で、他地方への出動は考えられていなかつた。また皇明經世文編卷二二三に見える翁萬達の「易州議罷抽民兵疏」によれば、この計畫が直隷八府の内地にも適用されたようである。

(13) 世宗實録嘉靖二十九年十二月甲子の條。

(14) 同書嘉靖二十四年七月癸未の條。

(15) 同書嘉靖二十五年二月丙申の條。

(16) 同書嘉靖四十一年三月丙申の條。

(17) 神宗實録萬曆五年二月辛巳の條によれば、保定と河間の二府だけで三千名の入衛民兵があつた。その他の諸府でも設けられていた筈であるが、人員は不明である。

(18) 萬曆大明會典卷一二九、兵部、各鎮分例のうちの薊鎮募調兵の條。

(19) 同書、薊鎮入衛兵の條。ただし山東については後述するように若干の疑問がある。

(20) 同書同條。

(21) 正德大明會典卷一一二、萬曆大明會典卷一三七に載せられたところによると、最少の州縣でも五百名は置かれた筈になる。なお佐伯教授前掲論文四三頁參照。

(22) 世宗實録嘉靖二十年十一月丙申の條。

(23) 嘉靖山東通志卷八。なお同書は嘉靖十二年に刊行されているので、そこに記された數字もその頃のものと思われる。

(24) 山東經會録卷七、均徭因革上。なお山東經會録は内藤湖南博士の舊藏にかかるもので、これについては別に紹介する豫定である。

(25) 世宗實録嘉靖二十九年八月辛巳、同じく三十年六月癸未の條など。

(26) 萬曆大明會典卷一三一、各鎮分例、山東防守の條。

(27) 以下の記述は山東經會録卷九均徭附録、および卷七均徭因革上に見えるところを綜合したものである。

(28) この上言は荊川先生外集卷二に收録されている「條陳薊鎮補兵足食事宜」と同じものと思われるが、これと實録とは多少の相違がある。

(29) 萬曆大明會典卷一二九、薊鎮入衛兵の條。

(30) 同書卷一三一、山東防守の條。

(31) 穆宗實録隆慶六年二月甲戌の條。

(32) 神宗實録萬曆元年五月戊戌の條。

(33) 同書萬曆十一年五月戊戌の條。

補　他の徭役の場合にもあることと思われるが、民壯の場合には特に銀納化ということばの内容に注意を拂う必要がある。というのは次節で民兵の場合についても述べるように、放免納銀と書かれていても、必ずしも役自體の全面的な免除ではなく、邊防に參加することだけが免除されたと考えられる場合もあるから。

附記　本稿に用いた明實録は、おおむね明代滿蒙史料の蒙古篇によつた。

The Minchuang 民壯 and the Defence of the Nothern Frontier of the Ming

Hiroshi Iwami

Due to the inefficiency of the military household system (chün-hu 軍戶) the Ming practised enlistment in the form of corvée which was called minchuang. The minchuang were employed not only for maintenance of internal peace and order but for the defence of the northern frontier. However, the tendency appeared later that the minchuang system degenerated into payment in money in place of military service. In the Chiaching 嘉靖 era, when the Mongols made frequent invasions, a new kind of militia, minping, 民兵 which was again a kind of corvée, was set up. The latter also became a kind of dues, i.e. payment in money. In view of the fact that the ming-chuang system was more convenient for frontier defence than the minping, the establishment of the latter seems to have been due to financial reasons.